

## 欧州における労働統合型社会的企業の現況

Jacques Defourny and Marthe Nyssens (2008) "Social enterprise in Europe: recent trends and developments" *Social Enterprise Journal*, Vol. 4, Iss. 3: 202-228.

東京大学大学院 米澤 旦

労働統合型社会的企業 (WISE) とは何か

NPO や協同組合を研究対象とするサードセクター研究において近年、注目されている組織概念が社会的企業である。社会的企業とは欧州の研究者グループである EMES (Emergence of Social Enterprise in Europe) によれば以下に定義される組織である。

「社会的企業は、地域社会への利益という明白な目的に直接的に関係づけられる財やサービスを提供する、私的な利益を目的としない (not-for-profit) 組織である。様々な立場の利益関係者を意思決定に巻き込むという集合的活動に依拠し、自律性に高い価値を置き、社会的企業の行動と関連づけられる経済的リスクを負う」。

社会的企業は①対人社会サービスを行う事業体と、②労働市場から排除された低技能の就労困難者 (失業状態にある若年者、障害者、シングルマザー等) に就労・訓練機会を提供することを目的とする事業体に区分される。特に、後者は労働統合型社会的企業 (Work Integration Social Enterprise = WISE) と呼ばれ、社会的包摂のために EU や各国の政府から支援される対象になっている。

EMES は、Nyssens ed. (2006) で、欧州各国の WISE へのヒアリングデータを用いた実態調査を行った。引き続き、Defourny and Nyssens (2008) では 2008 年時点での欧州各国における WISE の展開の概説が簡潔に行われており、WISE の性格と支援政策の概要を理解するには適切な論文である。論文は総論と各国のレビューに分けられるが、本稿では総論で論じられている、アメリカの社会的企業概念との相違、欧州での WISE への支援策を整理した上で、本論文による日本の現状に対する示唆を提示する。

### 二つの社会的企業概念

社会的企業は欧州とアメリカで概念の相違がある。本論文でもその違いについて簡潔に定義されている。

アメリカで社会的企業はボランティア活動から営利企業の CSR 活動まで含む幅広い概念である。また「社会的企業 (起業) 家 (Social entrepreneur)」という社会的企業を起業・経営する経営者が強調される。いかに、社会的企業家が社会問題を発見し、事業を立ち上げ、その問題に対して独創的な解決策を提示するかが問題とされる。

一方で欧州の社会的企業論では社会的企業はサードセクターに属することが強調される。そして、社会的企業は「市場、公共政策、市民社会の交差点に位置するもの」であり、行政からの補助金、市場からの事業収入、寄付やボランティアなど、資源を「混合 (Hybridization)」する点が積極的に捉えられる。論文ボランティアの活動を事業化する点を強調するアメリカ流の社会的企業論とは対照的であると述べられる。

両者の概念の違いを整理した社会学者の藤井は、アメリカの場合は NPO と営利企業の間領域として、欧州の場合は NPO と協同組合の間領域として捉えられると整理している (藤井 2007)。Defourny and Nyssens (2008) もイタリア、イギリスの例を用いて社会的企業を利益分配の制限や社会的目的の存在から、サードセクターに限定されることを強調する。

### 積極的労働市場政策と WISE

欧州各国において、積極的労働市場政策の枠組のもと、WISE への支援は積極的に行われた。

WISE を先駆的に支援してきたのはイタリアであるが、1990 年代以降、各国で WISE は法人制度の整備や支援が行われてきた。例えば、フランス、ポルトガル、スペインなどで新しい法人格が用意され、ポルトガル、フランス、フィンランド、アイルランドなどで全国レベルでの支援制度が、ベルギー・スペインでも地域レベルで公的な支援システムや政府出資の基金が整備された。このような支援のもとでイタリアでは 2005 年には 7300 団体の WISE によって 25 万人強、

フランスでは2004年には2300団体のWISEにより22万人の雇用が生み出されたという。

一方で本論文では社会的企業支援策の問題点にも注意を促している。ベルギーやフランスにおいて社会的企業への新しい法人格はあまり利用されていない。また、WISEへの補助はWISEの設立期に限定されることが多い。一時的な失業者の能力の欠損しか補助しないため、一般企業と同様に比較的、高技能の失業者が雇用されることが多いと指摘されている。例えば、アイルランドでは既存の支援制度と比べて、新たな支援制度では支援が短期間に限定されるため、先駆的なWISEは必ずしも積極的労働市場政策に基づいた新規の枠組を利用しなかった、と述べられている。

最後に近年では社会的企業が就労だけでなく、対人社会サービスへと活動範囲を拡大させていることが指摘される。それを支えるのは地方行政との公的契約などにおいて、就労困難者を雇用する事業体に優先的な発注権を与える方策やバウチャー制度であるという。

#### 日本への示唆

以上のように社会的企業は欧州において社会政策の担い手として一定の役割を果たしつつある。一方で日本では社会的企業という言葉は普及しつつあるが、その活動範囲はサードセクターに限定されず、社会的企業家が注目されており、アメリカ的な用語法のもとで理解されることが多い。NPOやコミュニティビジネスは雇用の受け皿として注目されたが、どちらかといえば「やりがいある仕事」などの意味合いが強調された。

日本においては、社会的排除と関連づけて就労困難

者に訓練・就業機会を提供するWISEのようなサードセクターの事業体はまだ浸透しておらず、その有効性も不透明である。ただ、現在では障害者や若年無業者の就労問題に対して活動する労働者協同組合や障害者運動を出自とする事業体などのWISEが徐々に注目されるようになってきている。

今後、WISEが発展するかどうかは、Defourny and Nyssens (2008)を踏まえるならば、社会的包摂のための社会政策の担い手のひとつとしてWISEが位置づけられるかによるところが大きいと考えられる。日本においては、地方レベルでは、障害者分野では箕面市、滋賀県や札幌市など、障害者を雇用するサードセクターの事業体を支援する制度も整備されつつあるが、他の領域ではそのような試みはまだ見られない。

いずれにせよ、いかなる役割をWISEが果たせるのかをめぐり、欧州での経験を踏まえつつ検討が必要である。現段階では先駆的なWISEの活動の分析を通じてその作業を行うことになると考えられる。

#### 参考文献

- 藤井敦史 (2007) 「ボランティアセクターの再編過程と「社会的企業」」『社会政策研究』(7)85-107.  
Nyssens, M. ed. (2006) *Social Enterprise: At the crossroads of market, public policies and civil society*, London: Routledge.

よねざわ・あきら 東京大学人文社会系研究科社会学専門分野博士課程。最近の主な論文に「労働統合型社会的企業における資源の混合——共同連を事例として」『ソシオロギス』33号。福祉社会学専攻。